

(7) 工業製品等の相談・指導

取引先から放射線検査を求められている県内製造事業の取引の円滑化を図るため、県の支援として、公設試験研究機関が、事業者からの依頼に基づく測定試験を行い、必要に応じて検査結果通知書を発行することとした。

(8) 下水道施設への対応

① 経緯

循環型社会を実現するため、県と県内16市町が連携し、各浄化センターから排出される下水汚泥を下水道資源化工場でスラグ化し、下水管の埋め戻し材として有効利用を図っていたが、下水道資源化工場、各流域・公共下水道浄化センターから排出されるスラグ、溶融飛灰、下水汚泥から放射性物質が検出されたため、スラグを埋め戻し材等として利用することが出来なくなった。また下水汚泥は県内から毎日発生するものであることから、放射性物質を含んだスラグの処分方法が問題となった。

② 対応

県では、これら放射性物質を含むスラグについては、国が推進してきた福島第一原子力発電所の事故に由来するものであることから、国による最終処分を要請するとともに、県内関係市町と協力し、県央浄化センターを始めとする流域及び公共下水道浄化センターにて、スラグの仮置き保管を行っている。

スラグの発生量を抑制するため、放射性物質濃度が一定以下となった下水汚泥については、セメント原料化等の民間処理を進めている。

民間処理できない下水汚泥については、スラグ化による減容化を継続することとし、スラグ等の仮置き保管場所について引き続き確保していく。

平成24年1月に、8,000Bq/kgを超える濃度の廃棄物については国が、それ以下のものについては県が最終処分を行うこととされたことから、最終処分の方法を検討している。

(参考) 仮置き保管の概要

4箇所の浄化センターでは、3重に包装し遮水等の処置を行い、仮置き保管を行うとともに、敷地境界における空間放射線量を毎日測定し公表している。

なお、いずれの仮置き保管施設においても、保管開始前と比較して測定値に大きな変動はみられない。

| 仮置き保管施設名 | 市町名 | 仮置き保管量 ※1 |
|------------|-------|-----------|
| 県央浄化センター | 上三川町 | 850 t |
| 北那須浄化センター | 大田原市 | 1,230 t |
| 川田水再生センター | 宇都宮市 | 1,520 t |
| 黒磯水処理センター | 那須塩原市 | 520 t |
| 下水道資源化工場※2 | 宇都宮市 | 230 t |

※1 仮置き保管量については、平成25年5月31日現在

※2 下水汚泥をスラグ化する施設であり、仮置き保管施設へ移送するまでの一時的な貯留のみを行っている。



【下水スラッグ仮置き保管場所】



【下水スラッグテント内保管の状況】

3 風評被害への対応

(1) 農林水産業

① 農産物等

農産物のモニタリング検査によって安全性が確認されているにも関わらず、本県産農産物の消費が鈍るなどの風評被害が発生した。このため、モニタリング検査結果を各種広報媒体により速やかに公表することはもちろん、県内外における県産農産物フェアなどのイベントの開催や、専門家による講演や意見交換を通じて放射性物質に関する正しい知識の共有を図る、いわゆるリスクコミュニケーションを実施し、放射性物質と農産物に関する不安の解消に努めている。

ア 広報、PR活動

- ・ 農産物モニタリングの検査結果を速やかに記者発表するとともに県HPへ掲載した。また、平成24年6月からは「農政部ツイッター」による情報発信も行っている。
- ・ インターネットのウェブサイト「栃ナビ」や下野新聞広告を活用して、県産農産物の安全性のPRを行った。
- ・ 県産農産物の安全性をPRするポスターを作成し、県内のスーパーや農産物直売所等へ配布した。また、幼児・小中学生及びその保護者向けのチラシも作成し、学校等へ配布した。
- ・ 都内で県産農産物の安全性をPRするため、山手線において車輛のラッピング広告を掲載し、平成25年1月14日から2週間、4編成を運行した。



【小中学生向けチラシ 表面 裏面】

イ イベント等の開催

市町や農業団体等と一体となり、また県外イベントでは栃木県企業誘致・県産品販売推進本部とも連携して、各種イベントや百貨店、量販店等において、県産農産物の試食・販売や安全性に関する情報提供を行ってきた。

(ア) 県内

- ・ 県段階では、「とちぎの牛肉・米 安全安心キャンペーン」を実施したほか、「とちぎ“食と農”ふれあいフェア」や「全国スポーツ・レクリエーション祭」等の県域イベント、けんちょう de 愛ふれあい直売所、とちぎ SC との共同イベント、高速道路 S A 等を活用したイベントなどを実施した。
- ・ 地域段階では、全市町で「とちぎの牛肉・米 安全安心キャンペーン」が展開されたほか、道の駅や農産物直売所等を活用した農産物の P R や食の街道による誘客キャンペーンが開催された。

(イ) 県外

- ・ 首都圏の企業（百貨店、量販店、J R 東日本、東京海上日動等）との連携や、都内でのとちぎ「食」の回廊プロモーション活動等によるイベント等を実施した。
- ・ 首都圏の消費者を対象に「とちぎの農産物需要拡大モニター」約 1,000 名を募集した。モニターを対象にアンケート調査を実施したほか、生産者との交流会や産地ツアーを開催した。



【平成 23 年 9 月 16 日 :
とちぎの牛肉・米 安全安心キャンペーン】



【平成 23 年 5 月 3 日 :
「JR 東日本応援産直市」(上野駅)】

(ウ) リスクコミュニケーションの実施

・平成 23 年度から、消費者及び農業者、食品事業者等を対象に、「原発事故に伴う県産農産物への影響等に関する経過説明」や「放射線に関する医学関係者を講師とした講演」、「参加者からの質疑応答や意見交換」等を内容とするリスクコミュニケーションを各農業振興事務所ごとに実施してきた。

・平成 24 年度からは、市町との共催により、幼稚園や小中学生、保護者等を対象としたリスクコミュニケーションも実施している。



【放射性物質に関するリスクコミュニケーションの取組】

ウ 木材

木材に対する風評被害を解消するため、栃木県木材業協同組合連合会と連携し、県産出材を原料とする県内各地の製材品約 300 体について、県が放射能濃度の測定を行ったところ、全て検出せず（検出限界値未満）という結果が得られた。

エ きのこと

消費者の食の安全を確保するため、モニタリング検査体制の強化を図り、結果の公表についても、広く消費者へ周知するため、報道機関へ提供すると

ともに県のホームページにおいて公表している。

また、出荷可能な県産きのこの安全性を広くPRし、風評被害を払拭するため、県内の他、首都圏においても、積極的に各種イベント・キャンペーンを展開した。



【平成 25 年 1 月 6 日：東京スカイツリータウン・ソラマチ 「とちまるショップ」
“なでしこジャパン安藤梢”さんが来場し、栃木県産しいたけをPR】

(2) 観光業

・平成 23 年 4 月 5 日の「とちぎ観光安全宣言」を契機として、大手旅行代理店や首都圏の都県・政令市を訪問し、本県観光地への訪問を依頼するとともに、首都圏各地で観光と県産品のPR活動を実施してきた。県内においても、各種イベントに合わせたPR活動や、県民に向けた「一家族一旅行」の呼びかけなど、積極的に観光誘客に努めた。

・平成 23 年 12 月には、県内各界の代表からなる栃木県観光振興・復興県民会議が設立された。オールとちぎで早期の観光復興と更なる観光誘客に取り組む体制が確立し、県民の観光振興に向けた機運醸成を図った。

・平成 24 年度には、風評被害払拭に向けて、県内各地や首都圏等で各種イベントやキャンペーンを実施したほか、新たに夏・冬の観光キャンペーンに併せたプレミアム付き宿泊旅行券の発行や、とちぎ元気グルメまつりを開催するなど、市町や観光関係団体と連携し、全力で観光誘客に努めた。

また、外国人観光客誘致についても、海外旅行エージェント・メディア招請や海外プロモーションの実施、知事によるトップセールスなど、東アジアを中心に戦略的にPR活動を実施した。

4 除染

放射性物質による環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として制定された「放射性物質汚染対処特措法※」に基づき、関係市町と連携して除染対策を進めてきた。

※いわゆる「放射性物質汚染対処特措法」は「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日制定）」のことで、既存法に定めのない放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理や除染について定めた法律で、除染に関する規定は、平成24年1月から施行された。

目標

- ①長期的な目標として追加被ばく線量が年間1 mSv以下となること。
- ②平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。
- ③子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること。

(1) 汚染状況重点調査地域として指定された市町

平成23年12月28日には、放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき、追加被ばく線量が年間1 mSvを超える区域を有する8市町（佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）が、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な汚染状況重点調査地域として指定された。

(2) 栃木県除染関係市町連絡協議会

県並びに汚染状況重点調査地域に指定された関係市町では、栃木県除染関係市町連絡協議会を設置し、放射性物質汚染対処特措法に基づいた除染を効果的に進めるための協議を重ね、「除染実施計画策定に関する基本的な考え方」を決定したほか、除染の実施に関する課題の共有化等を図った。

さらには、地域の実情を踏まえた補助金の弾力的な運用など、除染が円滑に進められるよう国に対して要望を実施した。

【栃木県除染関係市町連絡協議会の開催状況】

平成23年12月27日
平成24年1月20日
平成24年2月3日
平成24年3月12日
平成24年4月18日
平成24年7月18日
平成24年10月10日

(3) 関係市町の除染実施計画

関係 8 市町は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染を実施する区域や除染方法等を定めた除染実施計画を次のとおり策定した。

| 市町名 | 公表日 | 市町名 | 公表日 |
|------|------------|-------|----------------|
| 佐野市 | 平成24年5月31日 | 矢板市 | 平成24年 4 月 6 日 |
| 鹿沼市 | 平成24年4月26日 | 那須塩原市 | 平成24年 4 月 16 日 |
| 日光市 | 平成24年5月11日 | 塩谷町 | 平成24年 6 月 15 日 |
| 大田原市 | 平成24年4月16日 | 那須町 | 平成24年 4 月 26 日 |

(4) 県有施設における除染対策

① 県有施設における除染の基本方針

長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 mSv 以下となること、また、平成 25 年 8 月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量が約 50%（子どもの生活環境にあっては約 60%）減少した状態を実現することを目標として、関係市町の策定した除染実施計画と整合を図りながら、施設の利用状況や空間放射線量率の高低を考慮して県有施設の除染に取り組むこととした。

② 県有施設の具体的な除染

県有施設の除染については、平成 24 年 7 月 24 日に栃木県原子力対策本部会議を開催し、平成 23 年 12 月に実施した予備調査の結果や、子どもの生活環境か否か、また県民等の利用状況等、施設ごとに、空間放射線量率の高低等を考慮して優先的に除染に取り組む施設を決定し、全庁一丸となって除染に取り組んだ。



【除染作業の様子】

(5) 除染講習会の開催

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染工事が、円滑かつ効果的に実施できるよう、市町職員及び事業者を対象として、除染講習会を開催した。

① 第 1 回除染講習会

日時 平成 24 年 5 月 17 日（木）

講習・放射線の基礎とリスクコミュニケーションについて

- ・除染方法の基礎知識と選定方法について
- ・除染に関する補助制度等について

受講者数 約 200 名（市町職員、県職員、関係団体職員等）

②第2回除染講習会

日時 平成24年9月6日（木）

講習 「警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル実証事業（国実施）」
を踏まえた除染の実施について

受講者数 約 150 名（市町職員、県職員、関係団体職員、除染事業受託者等）

※除染業務を実施する者を想定

③那須野が原公園の除染状況見学会

日時 平成24年9月26日（水）

内容 那須野が原公園の除染状況

参加者数 約 40 人（市町職員、県職員）

5 その他

(1) 損害賠償請求

①原子力損害賠償に係るこれまでの経緯 ～国（審査会）の動き～

平成23年4月11日 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置
原子力損害の範囲の判定等に係る指針策定に着手

4月15日 第1回原子力損害賠償紛争審査会開催

4月28日 第2回原子力損害賠償紛争審査会開催
第一次指針※策定

5月31日 第6回原子力損害賠償紛争審査会開催
副知事が県内の状況と要望の概要を説明
第二次指針策定

6月20日 第8回原子力損害賠償紛争審査会開催
第二次指針追補策定

8月5日 第13回原子力損害賠償紛争審査会開催
中間指針策定

その時点で賠償すべき損害と認められる一定の範囲の
損害類型を整理

- ・政府等による避難指示等に係る損害
 - ・政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害
 - ・その他の政府指示等に係る損害
 - ・風評被害、間接被害、放射線被曝による損害
 - ・地方公共団体等の財産的損害等
- など

- 12月6日 第18回原子力損害賠償紛争審査会開催
中間指針追補策定
- 平成24年3月16日 第26回原子力損害賠償紛争審査会開催
中間指針第二次追補策定
- 平成25年1月30日 第30回原子力損害賠償紛争審査会開催
中間指針第三次追補策定

※東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針

②農業損害

平成23年4月15日に、JAグループを中心とした「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会」が設立され、本県内の農業損害を取りまとめて東京電力(株)に請求していくこととなった。

県では、平成23年4月14日に農政課内に原子力農業損害対策チーム(農政課、農村振興課、経済流通課、経営技術課、生産振興課、畜産振興課各1名)を発足させるとともに、各農業振興事務所に相談窓口を設置し、被害を受けた農業者等の損害賠償請求が円滑に行われるよう、損害賠償制度の周知や被害額取りまとめ作業の支援等を行ってきた。

【東京電力(株)への請求及び支払い状況】

○協議会を通じた請求

- ・協議会：東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会
(事務局：JA栃木中央会)
：東電原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県生産者協議会
(事務局：(社)栃木県配合飼料価格安定基金協会)
- ・請求品目等：青果物、花き、茶、肉牛、子牛、廃用牛、牧草、稲わら、放牧、観光農園、しいたけ、しいたけ原木等
- ・請求額：282億円 ※平成25年4月30日現在
- ・支払額：225億円

○農業者等による東京電力(株)への直接請求(上記協議会を経由しない)

- ・請求品目等：腐葉土、鉢花、内水面漁業、農村レストラン等

③観光業損害

福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害により、本県では、観光業をはじめとする多くの産業が極めて深刻な損害を被ることとなった。

県は、この損害について個々の事業者が迅速かつ適切な賠償を受けられるように、文部科学省原子力紛争審査会において被害の状況や各事業者の窮状を訴えた。

この結果、同審査会が平成23年8月5日に定めた中間指針において、本県の観光業等についても風評被害等が認められた。県では、中間指針や請求手続き等に関する説明会の開催、関係課における相談窓口の設置などを通して、事業者への支援を行った。

中間指針に基づき平成23年8月末に東京電力(株)が損害賠償の基準等を明らかにしたが、この基準の内容が事故以外の要因による売上減少率を一律20%

として損害賠償の対象外とする算定方法をとるなど、地域の実情等に沿っていないものであると考えられ、また、多くの事業者等からもこの基準に対して反対の声が上がった。このことから、県は同年10月初旬に東京電力(株)に対して、基準見直し等に関する要望書を提出した。

本県等からの基準見直し等の要望もあり、同年10月下旬に東京電力(株)は基準見直しを実施した。

賠償請求の受付は平成23年9月から開始され、各事業者が直接東京電力(株)に対して請求を行い、基準に基づいた賠償を受けているところである。

④水道水、水道原水及び浄水発生土

水道水及び水道原水に放射性物質が含まれているか検査するために要した費用が確定したのから東京電力(株)へ順次請求を行っている。

同時に、放射性物質が混入した浄水発生土の検査・保管・処分等に係る費用について、損害額が確定したのから東京電力(株)へ順次請求を行っている。

⑤下水処理等発生汚泥

放射性物質が混入した下水及び農業集落排水処理汚泥の検査・保管・処分等に係る費用について、損害額が確定したのから東京電力(株)へ順次請求を行っている。

⑥行政経費

平成24年2月15日に「福島第一・第二原子力発電所事故に係る損害賠償請求の基本方針」及び「栃木県における原子力損害賠償請求(第一次)についての考え方」を策定し、県内市町と連携して、東京電力(株)に対し、行政経費に係る損害賠償請求を実施することとした。

同年2月24日に県と市町合同による原子力損害賠償請求に係る説明会を県庁で開催した。

同年4月26日に県内市町と合同で行政経費に係る損害賠償請求(第一次)を実施した。

○請求額 栃木県：1億4,383万円

22市町：3億6,985万円

○対象期間：事故発生日～平成24年2月末

同年11月22日に東京電力(株)から請求した経費のうち、一部の検査費用について支払いに応じる準備が整った旨、回答があった。

⑦バーク(樹皮)

家畜用敷料や肥料等について暫定許容値が制定されたことにより、各事業者に対して取り引きに際しては、この基準を遵守するよう指導した。

しかし、一部地域ではバークの流通が停止した結果、大量のバークが製材工場等敷地内に滞留する状況となり、処分への対応が必要となった。

⑧きのこ

原発事故による林産物損害対策相談窓口を設置し、生産者からの相談に対応するとともに、きのこへの放射能の影響に関する情報提供を行った。

また、出荷制限等により収入が途絶えた生産者が行う東京電力(株)への損害

賠償請求手続きについても、県協議会を通じて、きのこ原木（ホダ木）での請求体制を確立するなど積極的に支援を行った。

(2) 諸外国の食品等の輸入規制への対応

原発事故の発生を受け、平成 23 年 3 月 22 日に米国が、23 日に香港が、日本の特定地域の食品への輸入制限を公表した。

平成 25 年 4 月末時点では、一部の地域で解除されたものの、未だに 38 カ国・地域で、本県産食品の輸入停止措置や放射性物質検査証明書等の添付などの規制が継続されている。



【「FOOD EXPO 2012」（香港）への出展風景】

県では、平成 23 年 3 月 27 日の国通知を受け、4 月 11 日より輸出食品等に対する証明書発行業務を開始し、平成 25 年 3 月末までに 8 カ国・地域に対して、2,782 件の証明書を発行した。

また、県では、国に対して、政府間交渉により農産物等の輸出再開を早急に実現することを要請している。さらに、関係団体と連携して、平成 24 年 8 月に香港で開催された国際見本市「FOOD EXPO 2012」に県産米（なすひかり、コシヒカリ）やとちぎ和牛を出品するなど輸出再開に向けて海外バイヤー等への PR を行った。

第 4 節 県内産業に対する各種支援

1 中小企業者等支援対策

(1) 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による被災者の支援及び福島県からの避難者の受入等に迅速、かつ、適切に対処するために平成 22 年度 3 月補正予算（知事専決処分）を編成すると共に予備費を充当し、速やかな執行に努めた。

また、平成 23 年度についても、引き続き、被災者の支援及び福島県からの避難者の受入等に円滑に対処するため、さらに東日本大震災による影響により、大きな打撃を受けた県内各種産業を支援するために 4 月補正予算（知事専決処分）の編成を始め、5 月、6 月にも補正予算を編成した。6 月については、福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策関係の予算を含めて 2 度の補正予算を編成し、さらに 8 月、9 月、そして 12 月には 2 度の補正予算を編成、2 月、3 月にも補正予算を編成することにより、速やかな執行を図ったほか、既決予算で対応できるものは

前倒しで実施するなど積極的な取組みを行った。

(2)実施した取組

①農業支援

放射性物質の影響により、消費者・実需者に広がった県産農畜産物に対する不安を払拭するため、本県の安全性確保への取組みについて、各種広報媒体を活用して理解を求めるとともに、消費者・生産者等の相談窓口を設置し情報の周知を図った。

ア 安全PR

知事の安全宣言・トップセールスにより市町や農業団体等と連携し、全市町において「とちぎの牛肉・米 安全安心キャンペーン」等を実施したほか、農産物等のPRや食の街道による誘客キャンペーンを開催し、広報媒体を活用して本県の安全性確保への取組み等をPRした。

イ 制度資金

放射性物質の暫定規制値を超えた農産物と畜産物等に対する出荷自粛により、当該農産物等の生産者が収入減による深刻な経営危機に瀕する恐れがあることから、「がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金」等を創設し、資金面から経営の維持・継続を支援した。

ウ リスクコミュニケーション 農業者相談窓口

(ア)平成23年度リスクコミュニケーション事業

- 消費者及び農業者、食品事業者等を対象
- 各農業振興事務所ごとに実施
- 事業内容
 - ・「原発事故に伴う県産農産物への影響等に関する経過説明」
 - ・「放射線に関する医学関係者を講師とした講演」
 - ・「参加者からの質疑応答や意見交換」
- 実施回数 15回

(イ)平成24年度リスクコミュニケーション事業

- 幼稚園や小中学生、保護者等対象
- 市町との共催により実施
- 実施回数 35回

②観光支援

「とちぎ観光安全宣言」を発出し、風評被害の払拭に努めるとともに、プレミアム付き宿泊旅行券「元気度 日本一 とちぎ“券”」を発行するなど、積極的な誘客に努めた。

また、地域の事業者の最も身近な相談相手である商工会及び商工会議所に対して、原子力発電所事故による観光業等への風評被害に関する相談窓口の設置を依頼した。

取組一覧

| 取組 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 栃木県の観光地安全性等PR | ○ 平成23年4月5日「とちぎ観光安全宣言」を発出し、大手旅行代理店や首都圏の都県・政令市を訪問 |
| 風評被害に関する相談窓口設置 | ○ 原発事故による観光業等への風評被害に関する損害賠償の請求手続き説明会を実施 |
| 首都圏等における観光宣伝 | ○ 首都圏及び県内各地において、観光と県産品のPRイベントを積極的に開催 ○ 夏及び冬の観光キャンペーンを実施 |
| プレミアム付き宿泊旅行券の発行 | ○ 平成24年度夏・冬の観光キャンペーンに併せて「元気度日本一 とちぎ“券”」（各10,000枚）を発行 |

③中小企業等支援

被災した中小企業を金融面から支援するため、平成23年3月17日に東北地方太平洋沖地震緊急対策資金、同年7月1日に東日本大震災復興緊急資金を創設し、さらに、中小企業の震災からの早期復旧・復興を支援するため、平成23年3月17日から平成26年3月31日までに東日本大震災復興緊急資金等を利用した事業者に対して利子補給を実施することとした。

また、中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、金融機関に対して、県議会及び県から新たに創設した資金の活用による金融円滑化等の要請を行った。

さらに、東日本大震災により被災した県内中小企業者等の施設・設備の復旧、整備を支援するため、「栃木県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を実施することとした。

取組一覧

| 取組 | 内 容 |
|-------------------------|--|
| 東日本大震災復興緊急資金等の創設 | ○ 東日本大震災復興緊急資金の創設（H23.7.1） ○ 東北地方太平洋沖地震緊急対策資金の創設（H23.3.17） ※東日本大震災復興緊急資金に統合（H23.7.1） |
| 東日本大震災復興緊急資金利子補給事業 | ○ 東日本大震災復興緊急資金等の利用者に対して利子補給を実施 ・対象期間：H23.3.17～H26.3.31 ・補給期間：融資実行後2年間 ・補給割合：直接被害、間接被害ともに1/3 |
| 中小企業者の資金繰り円滑化の要請 | ○ 県制度融資（東北地方太平洋沖地震緊急対策資金）を活用した被災企業の金融円滑化等を要請（H23.3.22） ○ 県制度融資（東日本大震災復興緊急資金）を活用した被災企業の金融円滑化等を要請（H23.7.8） |
| 栃木県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 | ○ 復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧、整備に対する補助を実施 ・補助率：3/4（国1/2、県1/4） ・採択件数：1件（栃木県酒造組合グループ（35者）） |

④被災企業支援

ア 工場等再建支援窓口の設置

東北地方太平洋沖地震で被災し、事業活動に支障が生じている県内外の企業を対象に、事業継続、再開のためのワンストップ窓口を、産業政策課内及び東京の栃木県企業誘致・県産品販売推進本部に設置し、新增設、設備の入替等に係る支援制度の紹介や県内工業団地の空き区画、工場跡地、空き工場等の紹介、県内金融機関の紹介など工場等の再建支援を行った。

- ・設置年月日 平成23年4月27日設置
- ・相談件数 18件

イ 企業立地・定着補助金の生産設備の補助額算定に係る被災企業特認制度の創設

被災企業が県の「企業立地・集積促進補助金」及び「産業定着集積促進支援補助金」の補助要件に適合する県内への立地や工場の建て替え等を行った場合、補助要件となる土地、建物、生産設備に係る投資額の下限を撤廃し生産設備相当分の5%を補助する特例措置を設けた。

- ・事前届出 3件

⑤雇用対策

ア 雇用の創出（緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）の活用）

震災等の影響による失業者に対する雇用の創出を図るため、県及び市町において直接雇用又は企業、NPO法人等への委託による事業を実施した。

平成23年度実績

| 区 分 | 件 数 | 事業費（百万円） | 雇用創出（人） |
|------------------|-----|----------|---------|
| 震災等緊急雇用対応事業（県分） | 48 | 208 | 363 |
| 震災等緊急雇用対応事業（市町分） | 94 | 308 | 268 |
| 計 | 142 | 516 | 631 |

取組一覧

| 取 組 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 震災就労等特別相談窓口の設置 | ○ 震災による離職者、内定取消等で求職中の未就職卒業者・若年者などを支援するため、とちぎ求職者総合支援センター、各労政事務所等に窓口を設置。 |
| とちぎ就職支援合同面接会の実施 | ○ 震災の影響で職を失った方などの就職を支援するため、求職者と県内求人企業との合同面接会を実施。 |
| 地域別就職面接会の実施 | ○ 震災の影響で職を失った方などの就職を支援するため、求職者と県内求人企業との合同面接会を県内4箇所を実施。 |
| 「労働関係説明会」の実施 | ○ 栃木労働局と連携し、各避難所等において雇用保険失業給付、就職支援制度、労働条件や生活就労相談の案内を実施。 |
| 「就労意向調査」の実施 | ○ 栃木労働局と連携し、避難者に対する就労意向調査を実施。 |
| 「就労等相談」の実施 | ○ 栃木労働局と連携し、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅についての説明会会場において、雇用保険失業給付、就職支援制度、労働条件や生活就労相談の案内を実施。 |

⑥物資・エネルギー対策

「オール栃木節電取組方針」の策定や「“とちぎ発”節電アクション大作戦」の展開により、全県を挙げて節電に取り組んだほか、節電説明会の開催や住宅用太陽光発電設備に対する補助・融資、「環境保全資金」（資金融資）により、県民や事業者の再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入を支援した。

また、県営発電所の再稼働や新規運転開始等により、電力供給の積み増しに貢献するなど、官民を挙げて夏期の電力需給対策に取り組んだ結果、県全体の使用最大電力について▲17.8%以上の削減を達成した。

取組一覧

| 取 組 | 内 容 |
|----------------------------|---|
| 電力需要の抑制・節電啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ とちぎ産業節電サミットの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の経済団体や企業、労働団体、環境団体、報道機関等の代表者による節電に関する提言や意見交換を実施する「とちぎ節電サミット」を開催 ・ 「とちぎ産業節電対策宣言」を採択 ○ 家庭における自発的な節電努力を推進するためアクションシートの配布により節電の普及啓発を図る「“とちぎ発”節電アクション大作戦」を全県的に展開 |
| 住宅用太陽光発電設備補助事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭における太陽光発電システムの設置について、補助制度や融資制度による導入を加速化 |
| 県内中小企業における省エネ・節電の取組みに対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力需給対策セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の行う節電・省エネ対策を支援するためのセミナーを開催 ○ 省エネ・節電対策機器の展示紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の節電の取組の参考とするため、節電対策セミナーや企業が集まる総会において、県内企業の取り扱う省エネ・節電対策機器の展示紹介を実施 ○ 省エネルギー設備・新エネルギー等を導入する事業者に対して「環境保全資金」を融資 ○ 小規模事業者向け節電・省エネセミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日：6/20（栃木）、6/22（宇都宮）、6/23（大田原） ・ 参加者数：264名 ○ 節電指導研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日：7/1、4、5（県庁） ・ 参加者数：126名 ○ 専門家派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣件数：4件 ○ 節電・省エネガイドブックの作成・配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成部数：10,000部 ・ 配付先：商工団体・関係機関等 ○ 商工団体による節電計画作成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成企業数（件数）：4,249件 ・ 実績：15%以上の節電を達成した企業（48.7%） |

⑦官公需での積極的支援

官公需について、中小企業者の受注機会の増大に努めるよう県内各市町及び県関係部局に対して要請した。

更に、県関係部局に対して県内中小企業者の積極的な活用を依頼し、県内企業への発注拡大を促進した。（公共事業の前倒し発注等）

取組一覧

| 取 組 | 内 容 |
|---------------|---|
| 中小企業の受注機会の増大 | ○ 「平成23年度第一次補正予算に係る官公需に関する中小企業者の受注機会の増大について(要請)」(平成23年5月27日付け経支98-1~3号産業労働観光部長通知) |
| 県内中小企業の積極的な活用 | ○ 「県内中小企業の積極的な活用について(依頼)」(平成23年12月27日付け経支第328号産業労働観光部長通知) |

第5節 その他の県の対応

1 燃料不足への対応

地震による製油所や油槽所の被災、さらには消費者の不安心理が拡大したことによる需要の急激な拡大等によって、石油製品の供給量が一時的に減少し、本県においても、県内ガソリンスタンドへの製品の入荷が不足するなど、県民生活や県内経済に深刻な影響を及ぼした。

そのため、県では、栃木県石油商業組合との「災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、石油製品の供給要請を行った。

2 電力不足への対応

(1) 計画停電の実施

東京電力(株)の原子力発電所及び火力発電所等の多くが被害を受け、稼動を停止したことから、電力需給が逼迫するという深刻な事態が発生した。

こうした状況を受け、東京電力(株)は、不測の大規模停電を回避するため、地域を指定して輪番により停電を行う「計画停電」を実施した。

(2) 夏期の電力需給対策

東日本大震災により、東京電力の供給力が大幅に減少し、平成23年3月には計画停電が実施された。

さらに、国の電力需給対策本部は、平成23年5月13日に取りまとめた夏期の電力需給対策において、夏の供給力の見通しを踏まえ、東京電力管内における需要抑制率を、大口需要家(契約電力500kW以上の事業者)、小口需要家(同500kW未満の事業者)、家庭とも一律15%とした。

また、産業界と協力し、県内企業の節電に対する取組を促進するため、県内経済団体や労働団体等との意見交換、企業をはじめとする県民への節電の啓発や支援活動を行うとともに商工団体等と連携し、使用電力のピーク削減方策を実施した。

| 大口需要家（契約電力500kW以上） | 小口需要家（500kW未満） | 家庭・個人 |
|--|---|-------|
| 7～9月（平日）の9時～20時の使用最大電力を昨年比で15%抑制 （使用制限期間：7月1日～9月9日） | 7～9月（平日）の9時～20時の使用最大電力を昨年比で15%抑制 （使用制限のない努力目標） | |

①本県の取組

ア オール栃木節電取組方針の策定

電力需給ギャップが大幅に拡大することが懸念され、予測不能の大規模停電に至った場合は、産業活動や県民生活に大きく支障を及ぼすことになることから、以下に示す「オール栃木取組方針」を策定し、節電対策に取り組んだ。

- ・国の電力需給対策を踏まえ、県民、事業者が一丸となって節電に取り組む。
- ・電力需要の高まる7～9月を重点期間とし、できるものは即実施する。
- ・目標

全 県：ピーク時使用電力 15%削減

県有施設：ピーク時使用電力 20%以上削減

取組方針の概要

| | |
|----------------------------------|---|
| 電力需要の抑制 節電啓発の推進 | ○ とちぎ産業節電サミットの開催 |
| 県内中小企業の省エネ・ 節電の取組み等に対する 支援 | ○ 電力需給対策セミナーの開催 ○ 省エネ・節電対策機器の展示紹介 ○ 小規模事業者向け節電・省エネセミナーの開催（3回） ○ 節電指導研修会の開催（3回） ○ 専門家派遣の実施 ○ 節電・省エネガイドブック作成・配付（10,000部） ○ 商工団体による節電計画作成支援 |
| 企業・事業所部門 | ○ 節電リーフレットの配布、節電セミナー及び展示会の開催 ○ 商工団体の経営指導員等の巡回指導による節電の手法やポイント等に関する情報提供 ○ 地球温暖化対策アドバイザーの派遣 |
| 県民運動の展開 | ○ 企業、団体、市町、とちの環県民会議、地球温暖化防止活動推進センター等と連携、協働 ○ ライトダウンキャンペーン（環境省6/22～8/31）に併せ、本県独自の節電キャンペーンを展開 ○ 電力供給の当日の予想である「電力予報」や県内の節電状況を「見える化」し、広報媒体を活用して迅速に情報提供[東京電力と連携] |

| | |
|--------------|---|
| 県有施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷房時の室内温度 28℃の徹底、空調エリアの制限 ○ クールビズ実施期間の延長（5月～10月）、ポロシャツ着用を認める（6月～） ○ 節電監視員によるパトロール実施 ○ OA機器、電気製品の台数制限・使用制限 |
| 家庭部門 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 『“とちぎ発” 節電アクション大作戦』の展開 |
| 電力供給力の増強への取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県営川治第一発電所他 8 発電所で計画停電実施期間の発電継続運転を実施 ○ 県営川治第一発電所他 3 発電所で夏期高需要時期（平成 23 年 7 月～9 月）におけるピーク発電を実施 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な対策については、随時追加し実行 ○ 取組結果については公表 |

イ 需要家としての電力削減に向けた取組み

県では、従前から「栃木県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県の事務事業から排出される温室効果ガス、電気使用量及び庁舎燃料使用量などの削減に重点的に取り組んでいたが、夏の電力需給の逼迫に鑑み、平成 22 年度のピーク時使用電力に対して 20%以上を削減することを目標に、さらに徹底した節電対策を実施することとし、各施設において目標値を設定した（実施期間：7月～9月）。

なお、病院、上水道、信号機などのライフライン関係施設、県民利用施設については、施設機能を考慮の上できる限りの節電を実施した。

【取組結果】

県有施設（215 施設）の使用最大電力について、平成 22 年度に比べ▲23.6%以上の削減となり、また、3ヶ月間の使用電力量は▲18.8%の削減となった。

■ 県有施設の使用最大電力

| 項 目 | H22年度 | H23年度 | | |
|-----|-----------|----------|-----------|-----------|
| | | 7月 | 8月 | 9月 |
| 大 口 | 16,581 kW | 11,719kW | 11,914 kW | 11,433 kW |
| | | ▲29.3% | ▲28.1% | ▲31.0% |
| 小 口 | 28,054kW | 20,901kW | 22,168kW | 21,825kW |
| | | ▲25.5% | ▲21.0% | ▲22.2% |
| 合 計 | 44,635kW | 32,620kW | 34,082 kW | 33,258 kW |
| | | ▲26.9% | ▲23.6% | ▲25.5% |

■ 県有施設の使用電力量（対前年同月比）

[kWh]

| 項 目 | | 7月 | 8月 | 9月 | 計 | |
|-----|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 大 口 | H23年度 | 5,900,074 | 5,968,492 | 5,457,068 | 17,325,634 | ▲12.3% |
| | H22年度 | 6,668,157 | 6,895,660 | 6,195,406 | 19,759,223 | |
| 小 口 | H23年度 | 5,290,866 | 5,842,892 | 5,879,620 | 17,013,378 | ▲24.5% |
| | H22年度 | 6,948,302 | 7,806,816 | 7,770,160 | 22,525,278 | |
| 合 計 | H23年度 | 11,190,940 | 11,811,384 | 11,336,688 | 34,339,012 | ▲18.8% |
| | H22年度 | 13,616,459 | 14,702,476 | 13,965,566 | 42,284,501 | |
| | 差 引 | ▲ 2,425,519 | ▲ 2,891,092 | ▲ 2,628,878 | ▲ 7,945,489 | |

ウ 取組の成果

使用最大電力について、平成22年度比15%削減を目標に、事業所や家庭で節電に取り組んだ結果、▲17.8%以上の削減となった。

また、7月から9月の3か月間の県内の販売電力量も、節電に対する関心の高まりから、前年に比べ▲13.3%減少した。

■ 県全体の使用最大電力

[東京電力調べ]

| 項 目 | | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|-----------|--------|--------|--------|
| 使用最大電力 | H23年度 (A) | 267万kW | 282万kW | 275万kW |
| | H22年度 (B) | 343万kW | | |
| 削減率 | (B-A) / B | ▲22.2% | ▲17.8% | ▲19.8% |

■ 県内販売電力量（対前年同月比）

[東京電力調べ]

| 項 目 | 7月 | 8月 | 9月 | 7~9月計 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 大口（契約電力500kW以上） | ▲11.2% | ▲14.5% | ▲12.1% | ▲12.6% |
| 小口（ 〃 500kW未満） | ▲ 9.8% | ▲16.5% | ▲18.1% | ▲15.0% |
| 家 庭 | ▲ 4.1% | ▲15.2% | ▲16.6% | ▲12.4% |
| 合 計 | ▲ 9.5% | ▲15.3% | ▲14.9% | ▲13.3% |

エ 休日保育拡充等への対応

電力需給対策に伴う県内企業の土日操業を支援するため、保育所及び放課後児童クラブにおいて、休日保育等を実施した。

○保育所における対応状況

- ・休日保育 17市町 30保育所
- ・延長保育 2市町 2保育所

○放課後児童クラブにおける対応状況

- ・休日開設 16市町 37クラブ
- ・開設時間延長 10市町 26クラブ

3 国に対する要請等

(1) 国等への緊急要請活動

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した被害等からの復旧・復興を迅速に進めるため、国の支援や東京電力(株)の対応等に関して緊急要請活動を実施した。

要請活動は、発災直後から約1箇年の間に、計58回にわたり実施した。

- ・ 主な要請内容

- (東日本大震災に関する事項)

- ・ 計画停電の適切な実施
- ・ ガソリン、重油等の安定供給の確保
- ・ 災害復旧等に要する費用への財政援助
- ・ 災害廃棄物の円滑な処理等

- (原子力災害に関する事項)

- ・ 環境モニタリング体制の拡充
- ・ 飲用水等の安全確保
- ・ 除染、放射性物質が検出された廃棄物の処理等
- ・ 学校等の校舎・校庭等安全・安心の確保
- ・ 観光業、農林水産業における風評被害対策
- ・ 原子力事故にかかる賠償等

※参考資料 P167～173 参照

(2) 全国知事会・関東地方知事会の要望活動

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に係る復旧・復興は全国的な課題であることから、全国知事会や関東地方知事会において協議し、国への要望活動等を実施した。

(全国知事会)

- ・ 東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請(平成23年3月30日、31日)
- ・ 被災者生活再建支援法改正等への対応に関する要請(平成23年5月26日)
- ・ 日本の再生に向けて－東日本大震災 復興への提言－、原子力行政に対する国への緊急提言(平成23年7月26日)
- ・ 第三次補正予算の編成に向けた緊急要請について(平成23年9月15日)
- ・ 第三次補正予算の編成に向けた緊急要請について(平成23年9月21日)
- ・ 東日本大震災からの復興を促進するための提言(平成24年7月25日)

(関東地方知事会)

- ・ 東日本大震災に係る要望について(平成23年春)
- ・ 東日本大震災に係る要望について(平成23年秋)
- ・ 東日本大震災からの復興について、原子力発電所事故に伴う放射性物質への対応と風評被害対策について(平成24年春)
- ・ 東日本大震災からの復興と原発事故への対応について(平成24年秋)

第6節 県の財政措置

1 平成22年度

(1) 補正予算

(単位：千円)

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|-------------------------------|---|---------|
| 3月補正 (平成23年3月 18日付専決処分) | ○県民生活の安定 ・災害救助費 被災者への災害救助法に基づく応急救助等 | 806,000 |

(2) 予備費

(単位：千円)

| 内 容 | 充当額 |
|---------------------|-------|
| ○県民生活の安定（災害用備蓄品の購入） | 3,500 |

※上記のほか、既定予算の活用による対応を図った。

2 平成23年度

(1) 補正予算

(単位：千円)

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|------------------------------|--|-----------|
| 4月補正 (平成23年4月 8日付専決処分) | ○県民生活の安定 ・被災住宅再建等支援事業費 被災住宅の再建等のための借入れに対する利子補給 | 79,975 |
| | ○経済・産業活力の回復 ・農漁業災害対策特別措置費 農作物等の生産維持のための助成等 | 10,545 |
| | ・がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費 農漁業者の経営の安定に必要な資金の融通措置 | 4,894 |
| | | 5,651 |
| 計 | | 90,520 |
| 5月補正 | ○県民生活の安定 ・災害救助費 被災者への災害救助法に基づく応急救助等 | 1,469,564 |
| | ・緊急雇用創出事業費 被災失業者等の雇用機会の創出 | 1,064,687 |
| | など | 200,000 |
| | ○経済・産業活力の回復 ・有料道路無料化事業費 有料道路無料化に係る県道路公社への損失補てん経費 | 70,000 |
| | ○災害復旧対策 ・県有施設関係（県立スポーツ施設、警察本部庁舎等） | 327,016 |
| 計 | | 1,866,580 |
| 6月補正(1) | ○県民生活の安定 ・災害救助費 災害救助法に基づく学用品の供与等 | 3,224,588 |
| | ・緊急雇用創出事業費 被災失業者等の雇用機会の創出 | 307,627 |
| | など | 1,846,000 |

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|-------------------------------|--|---|
| | ○経済・産業活力の回復 ・産業活性化金融対策費 県内中小企業を支援するための「東日本大震災復興緊急資金」の貸付け ・誘客推進・県産品消費拡大緊急対策事業費 本県への誘客推進及び県産品の消費拡大に向けた普及啓発等 など | 10,824,561 10,714,300 10,261 |
| | ○災害に強い地域づくり ・介護施設等電力確保対策費 介護施設等における自家発電装置の設置に対する助成 ・交通安全施設整備費 信号機用発動発電機の整備 など | 251,724 225,000 11,725 |
| | ○災害復旧対策 ・道路・河川、農業用施設等 ・私立学校、社会福祉施設、医療施設等 ・県有施設関係（水産試験場、県立学校等） | 10,188,254 8,301,515 940,198 946,541 |
| | ○原子力災害対策 ・放射性物質吸収抑制対策支援事業費 放射性物質の農作物への吸収を抑制する資材の導入等に対する助成 ※一般会計以外の補正 (水道事業) | 54,063 |
| 計 | | 24,543,190 |
| 6月補正(2) | ○原子力災害対策 ・放射線量低減対策費 教育施設等の校庭等の表土除去に対する助成 | 88,380 |
| 計 | | 88,380 |
| 8月補正 (平成23年8月 19日付専決処分) | ○経済・産業活力の回復 ・肉用牛肥育経営緊急支援事業費 出荷制限により出荷遅延となった肉用牛を飼養する農家に対する配合飼料の現物支給 ・がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費 ○原子力災害対策 ・県内飼養牛検査関係経費 県内で飼養されている肉用牛の放射性物質に係る出荷時検査等 ・農産物等検査体制整備事業費 放射性物質検査のための分析機器等の整備 など | 185,014 180,000 5,014 181,696 119,697 45,988 |
| 計 | | 366,710 |
| 9月補正 | ○県民生活の安定 ・災害救助費 福島県等からの避難者へ供与する民間住宅の借上げ ・被災者生活再建支援基金拠出金 被災者生活再建支援法に基づく支援金を支給するための基金に対する拠出金 など | 2,473,399 806,500 1,384,086 |

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|----------|---|---|
| | ○経済・産業活力の回復 ・県産農産物の安全・安心PR事業費 ・元気なとちぎ！テレビ番組誘致事業費 ・道路（道路網の強化等） など | 1,144,837 24,665 19,140 1,090,000 |
| | ○災害に強い地域づくり ・信号機用発動発電機整備費 ・道路・河川 | 624,656 14,656 610,000 |
| | ○災害復旧対策 ・道路・河川、農業関係施設等 ・真岡鐵道、県指定文化財 ・県有施設関係（県立スポーツ施設、なかがわ水遊園等） | 967,665 716,252 47,084 204,329 |
| | ○原子力災害対策 ・環境モニタリング強化事業費 放射線測定機器等の整備 ・牧草処理緊急対策事業費 | 258,886 228,886 30,000 |
| | ※一般会計以外の補正 （流域下水道事業、電気事業、水道事業） | |
| 計 | | 5,469,443 |
| 12月補正(1) | ○県民生活の安定 ・東日本大震災復興推進基金積立金 特別交付税による基金の積立金 ○災害復旧対策 ・道路・河川 ・介護施設等、県指定文化財 ・県有施設関係（栃木ヘリポート、一万人プール等） ○原子力災害対策 ・樹皮等処理緊急対策事業費 ・稲わら等処理緊急対策事業費 ※一般会計以外の補正 （流域下水道事業） | 4,001,000 291,986 51,325 48,090 192,571 432,076 54,910 377,166 |
| 計 | | 4,725,062 |
| 12月補正(2) | ○県民生活の安定 ・高等学校等修学支援基金積立金 ・緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金 など ○経済・産業活力の回復 ・林業・木材産業構造改革事業費 ・草地畜産基盤整備事業費 ○災害に強い地域づくり ・交通安全施設防災機能強化対策費 信号機用発動発電機等の整備 ・公共事業費 道路の防災・減災対策 など | 6,437,228 421,699 5,891,162 423,157 170,000 253,157 1,732,018 292,802 1,201,694 |

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|-------------------------------|---|--|
| | ○災害復旧対策 ・治山、土地改良 ・児童福祉施設等、国指定文化財 | 648,732 582,000 66,732 |
| | ○原子力災害対策 ・学校給食検査体制整備事業費 | 16,795 |
| 計 | | 9,257,930 |
| 2月補正 | ○県民生活の安定 ・東日本大震災復興推進事業交付金 東日本大震災復興推進基金による市町村への交付金 ・歳出予算の整理 | 1,078,355 2,000,000 ▲1,195,211 |
| | ○経済・産業活力の回復 ・森林整備加速化・林業再生基金積立金 ・農業生産関連施設等復興事業費 共同利用施設等の再編整備等に対する助成 | 4,726,464 3,060,050 1,228,400 |
| | ○災害に強い地域づくり ・医療施設耐震化臨時特例基金 ・歳出予算の整理 | 1,038,594 1,191,747 ▲153,153 |
| | ○災害復旧対策 ・災害廃棄物処理促進事業費 災害廃棄物処理に対する助成 ・歳出予算の整理 | 75,881 1,365,488 ▲1,296,553 |
| | ○原子力災害対策 ・震災対応品質向上対策事業費 農産物の品質向上に向けた取組に対する助成 ・歳出予算の整理 | ▲158,360 30,565 ▲193,825 |
| 計 | | 6,760,934 |
| 3月補正 (平成24年3月 31日付専決処分) | ○県民生活の安定 ○経済・産業活力の回復 ○原子力災害対策 ○災害復旧対策 | ▲460,000 ▲1,000 ▲3,000 ▲489,108 |
| 計 | | ▲953,108 |
| 平成23年度合計 | | 52,215,641 |

(2) 予備費

(単位：千円)

| 内 容 | 充当額 |
|------------------------------------|---------|
| ○県民生活の安定（福島県からの避難者に対する総合相談窓口の設置など） | 43,407 |
| ○災害復旧対策（県有施設等の改修） | 100,814 |
| ○原子力災害対策（腐葉土の一時保管に対する助成など） | 165,989 |
| 合 計 | 310,210 |

※上記のほか、既定予算の活用による対応を図った。

3 平成24年度

(単位：千円)

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|---------|---|--|
| 当初予算 | <ul style="list-style-type: none"> ○県民生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費 災害救助法に基づく被災者への仮設住宅の供与など ・緊急雇用創出事業費 震災等の影響による失業者に対する雇用の創出 など ○経済・産業活力の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興金融対策費 「東日本大震災復興緊急資金」の貸付による被災企業等への金融支援 ・風評被害対策国内誘客事業費 県内外への観光情報の発信や観光PRの実施等 など ○災害に強い地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力向上支援事業費 自主防災組織の育成や消防団員の確保等地域防災力の向上等に対する助成 ・緊急防災・減災対策事業費 災害時の被害を軽減するための避難路等の整備 など ○原子力災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量低減対策費 県有施設の除染の実施、地域住民等を対象とした講習会開催 ・農産物等放射性物質対策関連事業費 県産農産物のモニタリング検査等 など ○災害復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理促進事業費 災害廃棄物処理に対する助成 ・井頭公園施設整備費 被災した一万人プールの仮復旧工事及び全体復旧工事 など | 8,349,634 955,841 6,940,531 27,015,780 25,000,100 105,953 2,928,853 58,230 2,000,000 2,408,730 1,104,872 1,265,967 2,026,083 272,615 1,082,800 |
| 計 | | 42,729,080 |
| 6月補正(1) | <ul style="list-style-type: none"> ○経済・産業活力の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・特用林産物生産基盤再生事業費 パイプハウス等の整備に対する助成 ○原子力災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・特用林産物生産基盤再生事業費 原木等の生産資材の導入等に対する助成 ○災害復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物広域処理推進事業費 廃棄物の運搬や放射能検査等の実施、市町村が実施する焼却処分等に対する助成 | 1,695 119,252 427,900 |
| 計 | | 548,847 |

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|----------|--|--|
| 9月補正 | <ul style="list-style-type: none"> ○県民生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出事業費 震災等の影響による失業者に対する雇用の創出 ・幼稚園耐震化事業費 私立幼稚園の耐震化に対する助成 <li style="text-align: right;">など ○経済・産業活力の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等グループ施設等復旧事業費 中小企業等から構成されるグループ等の施設・設備の復旧等に対する助成 ・とちぎの農業元気回復実証事業費 県産農産物の安全・安心PR等 <li style="text-align: right;">など ○災害に強い地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設再生可能エネルギー等導入推進事業費 ・緊急防災・減災対策事業費 <li style="text-align: right;">など ○原子力災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎのもりの恵み再生推進事業費 しいたけ原木林の利用可能な箇所等の調査等 ・保育所等給食放射線量検査事業費 保育所等の調理済給食及び給食食材の放射線量測定に対する助成 <li style="text-align: right;">など ○災害復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災文化財緊急復旧対策事業費 国指定文化財等の復旧に対する助成 <li style="text-align: right;">など | <p>1,061,257 892,228 168,423</p> <p>717,096 645,000 36,579</p> <p>3,150,599 1,150,087 2,000,000</p> <p>49,741 20,439 14,262</p> <p>33,981 26,527</p> |
| 計 | | 5,012,674 |
| 2月補正 | <ul style="list-style-type: none"> ○県民生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金 ・歳出予算の整理 <li style="text-align: right;">など ○経済・産業活力の回復 ○災害に強い地域づくり ○原子力災害対策 ○災害復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ・井頭公園施設整備費 ・砂防施設づくり事業費 ・歳出予算の整理 <li style="text-align: right;">など | <p>▲1,838,471 1,000,104 ▲2,914,174</p> <p>▲194,849 ▲96,577 ▲1,362,090 744,514 601,000 460,000 ▲473,474</p> |
| 計 | | ▲2,747,453 |
| 3月補正 | <ul style="list-style-type: none"> ○県民生活の安定 ○経済・産業活力の回復 ○原子力災害対策 ○災害復旧対策 | <p>▲9,500 ▲141,000 ▲3,000 ▲57,700</p> |
| 計 | | ▲211,200 |
| 平成24年度合計 | | 45,331,948 |

4 平成25年度

(単位：千円)

| 区 分 | 主な事業 | 予算額 |
|--|--|------------|
| 当初予算 | ○県民生活の安定 | 4,021,418 |
| | ・災害救助費 災害救助法に基づく被災者への仮設住宅の供与など | 694,932 |
| | ・緊急雇用創出事業費 震災等の影響による失業者に対する雇用の創出 など | 3,136,507 |
| | ○経済・産業活力の回復 | 22,976,074 |
| | ・東日本大震災復興金融対策費 「東日本大震災復興緊急資金」の貸付による被災企業等への金融支援 | 20,870,247 |
| | ・風評被害対策国内誘客事業費 県内外への観光情報の発信や観光PRの実施等 など | 89,108 |
| | ○災害に強い地域づくり | 4,723,632 |
| | ・地域防災力向上支援事業費 自主防災組織の育成や消防団員の確保等地域防災力の向上等に対する助成 | 52,677 |
| | ・地震被害想定調査等事業費 本県に大きな被害を及ぼす震源を想定した自然現象の予測及び建物被害や人的被害等被害全般の予測調査 | 30,565 |
| | ・緊急防災・減災対策事業費 災害時の被害を軽減するための避難路等の整備 など | 2,000,000 |
| | ○原子力災害対策 | 1,322,749 |
| | ・放射線量低減対策費 県有施設の除染の実施、地域住民等を対象とした講習会の開催 | 302,471 |
| ・農産物等放射性物質対策関連事業費 県産農産物のモニタリング検査等 など | 839,745 | |
| ○災害復旧対策 | 776,850 | |
| ・災害廃棄物処理促進事業費 災害廃棄物処理に対する助成 | 16,318 | |
| ・井頭公園施設整備費 被災した一万人プールの全体復旧工事 など | 200,000 | |
| 計 | | 33,820,723 |